

**鎌倉市個別避難計画作成に係る報償費請求手引き
(令和7年度版)**

令和7年10月

鎌倉市健康福祉部福祉総務課

1. はじめに

近年、豪雨による洪水や土砂災害等の大規模災害において、多くの高齢者や障害のある方などが被害に遭われている状況を鑑み、令和3年に災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために、高齢者や障害のある方などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（以下「避難行動要支援者」といいます。）一人ひとりにあった個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

現在本市では一部の自治・町内会において、個別避難計画の作成が進められている状況です。令和7年度からは、災害時の避難をより実効性の高いものにしていくため、平時から本人の状況をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職等の皆様の参画・ご協力をいただき、個別避難計画の作成を推進していきたいと考え、この度、福祉専門職等の皆様が個別避難計画を作成した場合に報償費をお支払いすることを制度化しました。

2. 避難行動要支援者に関する制度について

(1) 避難行動要支援者名簿について

東日本大震災を教訓として、平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

本市においても避難行動要支援者のうち、個人情報提供に同意が得られた方の情報を市がとりまとめたものを避難行動要支援者名簿として、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防、警察などの機関（以下「避難支援関係者」といいます。）に共有し、避難行動要支援者が安否確認や避難支援などを受けられるような体制づくりに活用しています。

(2) 個別避難計画について

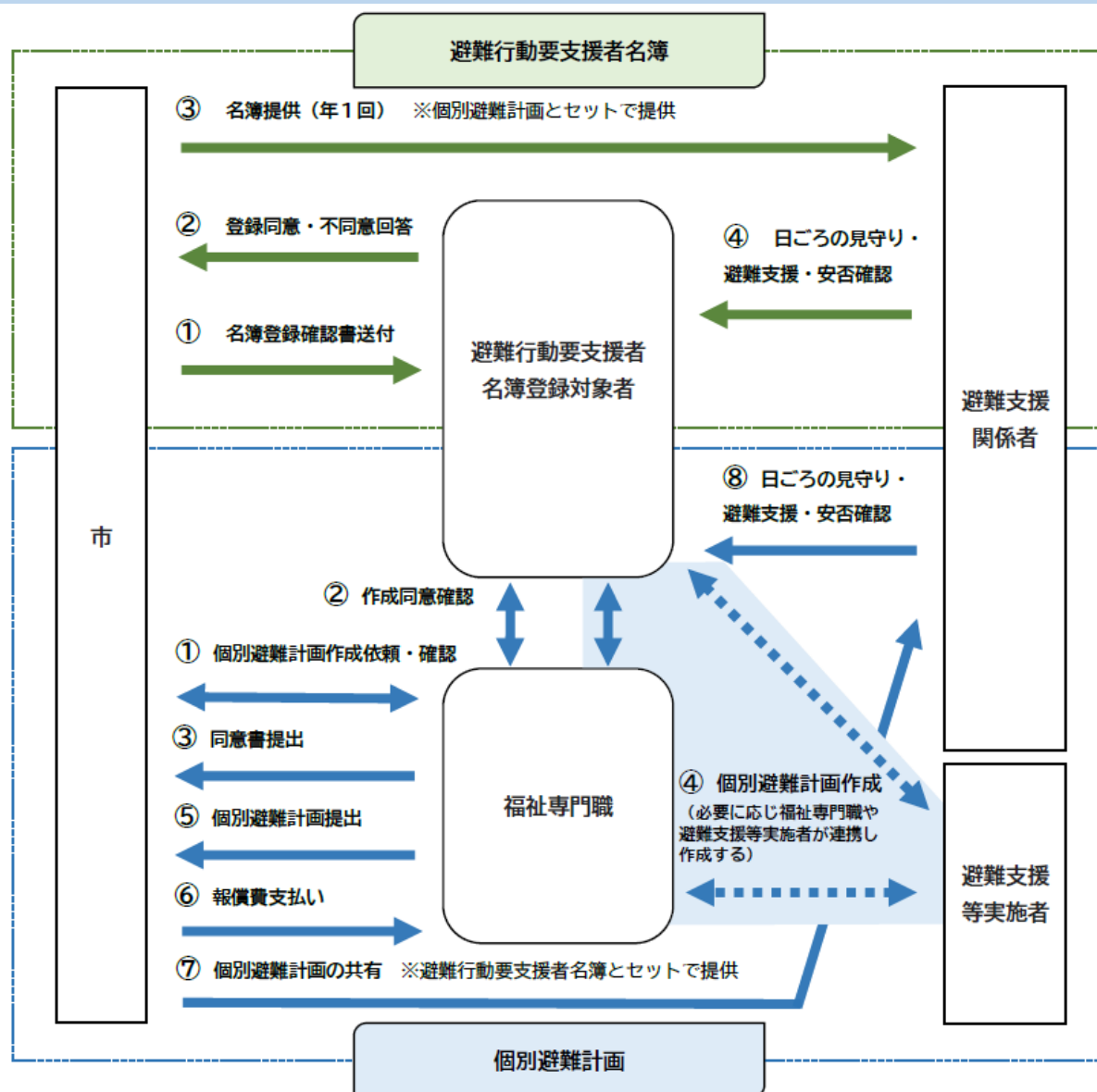
令和3年には災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために、避難行動要支援者一人ひとりにあった個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画は、避難行動要支援者一人ひとりに対して、どこの避難所に避難するか、誰が避難支援をするか、などを具体的に記載した計画書となっています。

避難行動要支援者が災害時に備えて自らの避難行動についてあらかじめ決めておくことで、本人や家族を含めた防災意識を高めていただくとともに、避難支援関係者とあらかじめ個別避難計画を共有することで、災害時の避難支援等の実効性を高めることを目的としています。

ただし、避難支援等関係者自身やその家族等の安全が前提のため、個別避難計画の作成によって、災害時等の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。

3. 制度全体のフロー図



4. 福祉専門職等に協力いただき作成する個別避難計画について

(1) 対象者

在宅で生活する者（※）のうち、下記①から④のいずれかに該当し個別避難計画を作成することについて同意を得た者とします。

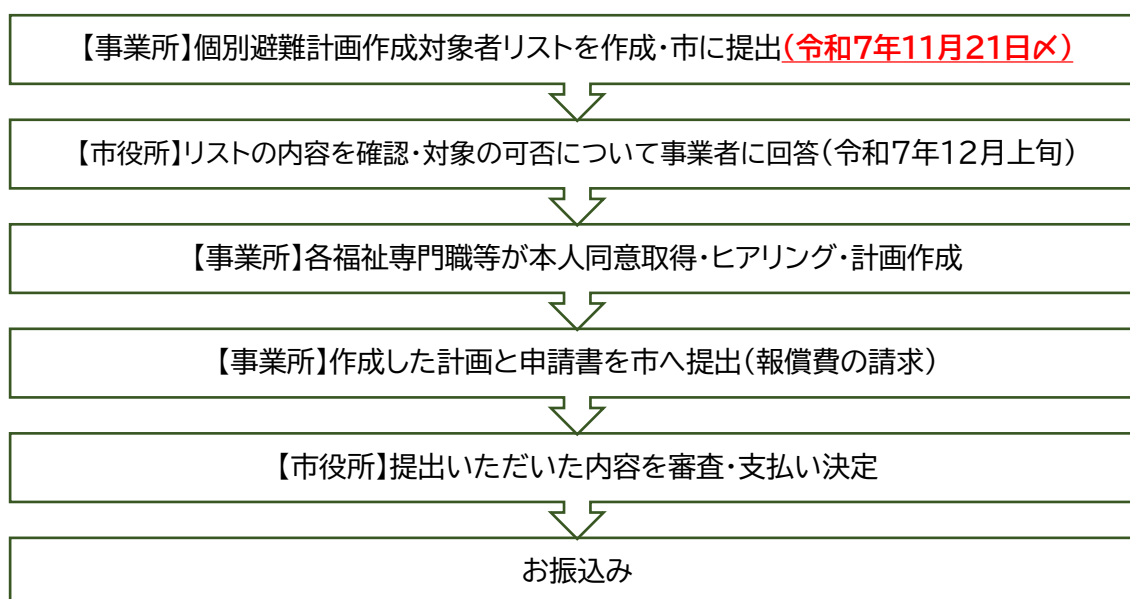
- ① 要介護度4または5
- ② 身体障害者手帳1級または2級（内部障害は除く）
- ③ 療育手帳A1またはA2
- ④ 上記以外で特に市長が必要と認めた者

※長期入院や施設等に入所している方は、対象となりません。

(2) 報償費について

新規作成1件 7,000円

(3) 事務の主な流れ・令和7年度スケジュール



5. 手順

※各様式については鎌倉市 HP にてダウンロードができます。

個別避難計画作成に係る報償費支給について

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fukushi/fukushi-kobetsuhinan.html>

(1) 対象者リストの作成及び提出

「4(1)対象者」に該当することが想定される対象者で個別避難計画を作成する必要があると思われる方のリストを作成し、市にご提出ください。

※対象者のうち「④上記以外で特に市長が必要と認めた者」に該当する方についてはリストの「要件」欄に必要と考えられる理由を記載してください。

※①～④の該当者のうち、独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在又は日中独居等である方を優先して「個別避難計画作成対象者リスト」を作成してください。

※個人情報になりますので、メールでご提出の場合はファイルにパスワードを設定し、パスワードについては別メールでお知らせください。

【個別避難計画作成対象者リスト】

あて先) 鎌倉市役所 健康福祉部 福祉総務課						
個別避難計画作成対象者リスト						
						(提出元)
						事業者名
						担当者名
						市からの回答
No	対象者氏名	生年月日	住所	要件	対象の可否	対象の災害リスク
(例)	鎌倉 太郎	S.99.9.9	御成町 1 8 - 1 0	要介護 4	可	土砂災害
1						
2						
3						

提出先: fukushi@city.kamakura.kanagawa.jp (福祉総務課メールアドレス)

提出期限: 令和7年11月21日(金)

※上記期限を過ぎて、ご提出いただく場合は市までご一報ください。

(2) 対象者の確定

ご提出いただいたリストをもとに、対象の可否等をお調べし対象者リストに結果を記載して返送します。(12月上旬ごろ)

(3) 本人同意取得・ヒアリング・支援計画作成

上記、対象者リストで対象「可」となった対象者について、計画を作成していきます。

①本人同意(様式第2号)

- ・「避難行動要支援者支援制度意向確認書(名簿外部提供同意書)(様式第2号)」の内容及び支援計画作成の必要性等を対象者に説明し、同意いただけた場合は署名(自署)を求めるとともに、その他必要事項を記入してください。
- ・下記内容については、必ずお伝えしたうえで同意を得るようにしてください。
 - ※提出された支援計画書は平時から避難支援関係者へ提供されます。
 - ※支援計画書の作成によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援者及び計画作成者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・「支援計画作成担当者欄」に記入されている個人情報に関する内容についてもご確認のうえ、チェックをお願いします。

②ヒアリング・計画作成(様式第4号)

上記本人同意が取得されたら、本人の状況をヒアリングし「支援計画書(様式第4号)」を作成してください。なお、下記項目は必須項目となります。空欄の場合は報償費がお支払いでき

ません。各項目の詳細については「書き方見本」をご参照ください。

※（様式第4号）を使わずに、既に運用されている様式等がある場合は下記必須項目を満たす場合のみ（様式第4号）の代わりとしてご提出いただけます。

【必須項目】

- ア 対象者情報（氏名・住所（※住民登録上の住所と居住実態が違う場合はお知らせください。）・生年月日・年齢・連絡先）
- イ 対象者の状況（家族構成や同居状況等）
- ウ 避難支援者の情報（氏名・対象者との関係性・具体的な支援内容・連絡先）
- エ 避難先（風水害・地震災害それぞれ記入）
- オ 作成者情報（作成日・事業所名・担当者名・連絡先）

③支援者について（様式第3号）

- ・必須項目のうち「支援者」については、近くに住む家族・親族、ご近所の方等としてください。なお、最低限声かけや情報提供をしていただける方を選任してください。
- ・支援者となる方に「避難支援者 承諾書（様式第3号）」に記載の内容をご案内し必要事項を記入していただけてください。
- ・自署の様式は市への提出用と、もう1部（複写のもの）は支援者のお手元に保存していただくようご案内してください。なお、複写式の様式（紙）を市で用意していますので、必要な場合はご連絡ください。

※近くに住む家族・親族、ご近所の方等の記入が難しい場合で、すでに福祉専門職等の方が安否確認する体制が確立されている場合のみ、福祉専門職等の方のお名前を記入してください。

※上記も難しく、空欄になってしまう場合は市にご相談ください。

※支援者の方には地域から連絡がいく可能性があります。

【避難支援者 承諾書（様式第3号）】

要支援者の 住所 氏名 連絡先	記入日	支援者の署名
	○承諾日： 令和○年 ○月 ○日 名前： 鎌倉 花子 ◆あなたが避難支援する方 住所 御成町18-10 氏名 鎌倉 太郎 連絡先 000-0000-0000 ◆具体的な支援内容 ☐災害時、避難情報発令時の声かけ ☒避難先への同行 ☐その他（ ）	
該当項目に チェック		

(4) 報償費請求

下記提出書類をメールまたは郵送等で市までご提出ください。

【提出書類】

- ・ 個別避難計画作成報償費支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 避難行動要支援者支援制度 意向確認書（名簿外部提供同意書）（様式第2号）
- ・ 避難支援者 承諾書（様式第3号）
- ・ 支援計画書（様式第4号）※必須項目を満たす場合のみ任意の様式でも可

(5) 審査・支払い決定・お振込み

提出いただいた書類を審査し支給を決定します。支給決定通知書を送付しますので支給予定日（振込予定日）は同通知書をご確認ください。

※書類の保管について※

ご提出いただいた書類については、返却しませんので、各自コピー等をしていただき保管をお願いします。支援計画書については必ず1部事業所で保管をお願いします。

また、本取組において聞き取った情報等については、個人情報保護の観点から十分尊重し、情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理してください。

市外転居や施設入所等により、本人が携わらなくなった場合は、市で回収をします。

6. Q&A

Q1 個別避難計画は必ず作成しなければいけないものですか？

A1 あくまでも本人や家族等の同意のもと作成するものであり、強制するものではありません。しかしながら、災害時の避難をより実効性の高いものにしていくためには、個別避難計画は有効なものであることから、お一人ひとりの状況に合わせた避難計画を、できるだけ事前に作成していただきたいと考えています。

Q2 個別避難計画は作成したいが、関係機関等に共有したくないという場合は？

A2 個別避難計画は関係機関や地域等と共有することで、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高め、避難の実効性を高めることを目的として作成するもののため、関係機関等への共有は必須としています。

なお、関係機関等への共有はせずに、個人での個別避難計画を作成していただくことは可能ですが、報償費の対象とはなりません。

Q3 個別避難計画に記載した内容は、どのような形で関係機関等に共有されるのですか？

A3 ご記入いただいた内容はそのまま関係機関等に共有されるのではなく、市でシステムへ入力し、出力したものが共有されます（年1回）。そのため、記入いただいた内容が一言一句同じものが共有されるとは限りません。

Q4 作成する以上は避難支援を必ずしてほしいと言われた場合は？

A4 災害時は、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意及び個別避難計画作成によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。以上のご説明をしたうえで同意をいただくとお願いいたします。

また、福祉専門職等の作成者自身も、個別避難計画の内容を確実に実行する等の責任や義務を負うものではない旨のご説明もお願いいたします。

Q5 報償費の対象ではないが、福祉専門職等として作成が必要であると判断する対象者がいた場合は？

A5 「リスト」の備考欄に必要と判断した理由をご記入の上ご提出ください。内容を審査した上で報償費の対象可否を回答します。

Q6 リスト提出後切後に、新たに個別避難計画を作成した方がよいと思う人が出てきたらどうすればよいですか？

A6 まずは市へご連絡をお願いします。

Q7 事前準備で調べた内容をあらかじめ支援計画書【様式第4号】に記入した上で、対象者にヒアリングを実施してよいのか？

A7 把握できる範囲で事前に記入していただくことは問題ありませんが、記載内容については対象者本人が確認し合意した上で、意向確認書【様式第2号】に自署していただくようお願いいたします。

Q8 避難支援者が見つからないため、福祉専門職等を記載したい、または記載してほしいと言われた場合は？

A8 災害時に福祉専門職等・関係機関の支援者が避難支援に向かうということは、それぞれの役割がある中、現実的ではなく避難の実効性が低くなるため、基本的には近所に住む家族や地域の方をご記入いただくようお願いいたします。すでに福祉専門職等の方が安否確認する体制が確立されている場合のみ、福祉専門職等の方のお名前を記入してください。

どうしても支援者が見つからない場合は市までご相談ください。（なお、空欄の状態では報償費の対象になりません。）

Q9 避難支援者は同居の家族を記載してもいいですか？

A9 この計画は、自分や家族だけでは避難が出来ない人を主な対象としており、同居の家族が支援できない時間帯の避難支援も想定していることから、できるだけ同居の家族以外としてください。

記載する人がどうしても見つからず、同居の家族を記載する場合でも、家族が不在時の連絡体制を工夫するなどが必要となることを、本人やご家族等とよく話し合うようにしてください。

Q10 避難支援者に市外に住んでいる親族を記載してもいいですか？

A10 緊急時の避難支援なども想定すると、近隣にお住まいの方が好ましいですが、例えば台風など前もって予測がつく災害時には、事前に避難することなども考えられることから、災害の規模や状況、避難支援の方法によって、市外の親族を避難支援者に指定することも可能です。

Q11 家族がいない人や要支援者が見つからない場合には、市や警察等による避難支援がありますか？

A11 市は災害時に避難情報の提供や避難所の開設などを行い、地域全体の避難を支援することとなります。警察も同様であると考えており、基本的に市や警察が個別対応を直接行うことはありません。

そのために、普段の関係性の中からあらかじめ個別避難計画を策定することで、できるだけ早い避難行動に繋げることが必要となります。

Q12 「避難場所」として自宅近くの「福祉避難所」を記載してもよいですか？

A12 「福祉避難所」は、市内小中学校に開設する「指定避難所」に避難した方のうち避難所での生活が著しく困難な方が避難する施設であり、市災害対策本部が開設が必要と判断した場合に開設場所を決定することになります。そのため事前に避難場所として指定することはできません。

Q13 一番近い指定避難所でも自宅から移動するのが困難です。それでもそこを避難場所として記入してもよいですか？

A13 身の安全を確保したあと、自宅等で生活できない場合は、「指定避難所」への避難を検討してください。

ただし、津波などの緊急性がある場合には、命を守るための行動をより早くとることが優先されるため、安全性が確保されていれば自宅の上層階に避難するなども検討が必要です。これらのことを本人・家族等とよく話し合ってから避難場所を決めてください。

Q14 避難場所には、必ず指定避難所を書かなければいけませんか？

A14 避難場所は、必ず「指定避難所」でないといけないということではありません。安全が確保されていれば、自宅や自宅の上層階、家族の家などでも構いません。

一人ひとりの状況に合わせた避難場所を記入してください。

Q15 市へ計画を提出した後、記入した内容や支援者が変更になった場合はどうしたらよいか。

A15 まずは、変更内容を市までお知らせください。内容によって、支援計画等を再提出していただくかどうか判断いたします。

【問い合わせ先】

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
鎌倉市役所 健康福祉部 福祉総務課 福祉総務担当
0467-23-3000（内線 2364）